

令和2年度

凍結防止剤
(塩化カルシウム)

単価契約仕様書

長野県道路公社

1 適用範囲

本仕様書は、長野県道路公社（以下「発注者」という。）管内で使用する凍結防止剤（塩化カルシウム）の単価契約に適用します。

なお、本仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとしします。

2 購入品名

塩化カルシウムを主成分とした凍結防止剤で、粒状とします。

3 代金の支払い

物品調達契約書第5条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、月合計額を請求するものとしします。

（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

4 購入期間

購入期間は、令和2年11月1日から令和3年3月31日までとします。

5 納入指示

納入の指示は発注者が行い、それに従い迅速かつ確実に納入しなければなりません。

6 納入場所及び購入予定数量

納入場所は新和田トンネル有料道路管理事務所が指定する場所とします。期間内の購入予定数量は260tとします。

なお、購入予定数量とは、過去の実績等から想定したものであり、購入を約束するものではありません。

7 凍結防止剤の規格

納入する凍結防止剤は、下記の規格を満足するものでなければなりません。

（1）成分濃度

粒状 塩化カルシウム系：CaCl₂成分が70%以上の粒状製品。

（2）氷点降下

塩化カルシウム系：15%水溶液（重量%）における結晶温度は、-12℃以下でなければなりません。

（3）防錆剤

凍結防止剤には、防錆剤を使用してはなりません。

(4) 重金属イオン類

塩化カルシウム系

砒素： As_2O_3 として4ppm以下でなければなりません。

重金属：pbとして20ppm以下でなければなりません。

アルカリ金属及びマグネシウム：5%以下でなければなりません。

(5) 粒度分布は次のとおりとします。

中心粒径1.5mm～5.0mmが85%以上で、

7.0mm以上、1.0mm以下がそれぞれ1%以下

8 品質保証

品質の保証期間は1年間とし、保管中著しく変質または固結等している場合には、全て受注者の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行いません。

9 品質証明書

凍結防止剤の納入にあたっては、受注者は、公的な機関による品質証明書（成分分析試験）の写しを提出するものとし、

なお、その試験項目は以下のとおりとします。

- (1) 純度 : 塩化カルシウムの重量%
- (2) 氷点降下 : 15%水溶液（重量%）における氷点温度
- (3) 重金属イオン類 : 塩化カルシウム系 : 砒素（ As_2O_3 として）、
重金属（鉛換算）
- (4) 粒度分布表

なお、成分分析は、食品添加物公定書に基づく試験方法によるものとし、

10 包装袋の容量、材質

包装袋は、25kg入り、および500kg入りの防湿性（二重構造内面ビニール仕様）のものとし、その荷重に十分耐えられる材質のものとし、

11 空袋処理

使用後の空袋は、受注者が引き取り処理し、マニフェストの写しを発注者に提出するものとし、また、一部を再利用等する場合は、その空袋数と引渡先、引渡年月日を明記した表を作成し、マニフェストとは別に提出するものとし、

12 数量の検測

数量の検測は、契約書類及び発注者の指示に従って納入されたと発注者が認めたそれぞれの数量で行うものとし、

13 支払い

支払いは、前項の規定に従って検測したそれぞれの数量に対し、1 t 当りの契約単価で行うものとします。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、保管料、発注者倉庫への倉入れ（発注者が指定する倉庫内への積重ねを指す）、空袋処理費等、凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとします。

14 その他購入細部に関する事項

(1) 運搬計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに薬品の運搬計画書（薬品製造工場名及び所在地、貯蔵所の所在地及び貯蔵能力、運搬経路及び各々の業者名及び所在地等）を発注者に提出しなければなりません。

(2) 連絡体制の確立

受注者は、契約締結後速やかに連絡体制を確立し（特に夜間、日曜、祝祭日、の体制については十分に計画・検討のこと）、各担当、責任者及び連絡先等を発注者に提出しなければなりません。

(3) 納入に関する注意事項

受注者は、発注者から納入指示を受けた場合には、指示された数量を指定された場所に指定された日時までに納入しなければなりません。